

○龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付要綱

平成 29 年 4 月 25 日

告示第 75 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ボランティア団体その他の自主活動団体等（以下「団体等」という。）が、龍ヶ崎市域内を運行する地域公共交通の利用促進等に資する事業を実施する場合に、予算の範囲内において龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成 15 年龍ヶ崎市規則第 17 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 龍ヶ崎市域内を運行する地域公共交通の利用促進及び利用啓発に関する事業
- (2) 龍ヶ崎市域内を運行する地域公共交通の活性化及び利用環境の整備に関する事業
- (3) その他龍ヶ崎市域内を運行する地域公共交通の利用促進に寄与すると認められる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、補助対象事業から除外するものとする。

- (1) 事業及び支出の根拠が不明確な事業
- (2) 法令等に抵触する事業
- (3) 政治又は宗教を目的とする事業
- (4) 市が実施する他の補助金の交付を受けている、又は受けようとしている事業（当該事業のうち、事業経費に当該他の補助金を充当しないことが明らかである事業が含まれている場合の、当該他の補助金を充当しない部分の事業を除く。）
- (5) その他市長が不適当と認める事業

(補助金の額)

第 3 条 補助対象事業に要する経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、1

事業につき１５万円を上限とする。この場合において、当該上限を超える部分及び補助対象事業の経費として認められない費用は、団体等の負担とする。

（補助金の交付の申請）

第４条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請団体等」という。）は、事業の実施日の１月前までに龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の通知）

第５条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により申請団体等に通知するものとする。

（補助対象事業の内容の変更等）

第６条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請団体等（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けた補助対象事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付決定変更申請書（様式第３号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

２ 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、当該変更等の可否を決定したときは、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付決定変更通知書（様式第４号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して３０日以内又は当該年度の末日のうちいずれか早い日までに、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金実績報告書（様式第５号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第８条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、龍

ケ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付額確定通知書（様式第 6 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付の請求等）

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助金交付請求書（様式第 7 号）により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく当該補助事業者へ補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業の目的以外の使途に充てたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従わなかったとき。
- (4) 補助対象事業について不正な事実があったとき。
- (5) その他法令等又はこれに基づいた処分に違反したとき。
- (6) 交付決定額より当該年度の補助対象事業に要した経費の総額が少ないとき。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。